

開会の日 令和2年3月16日(月)  
場 所 協議会室

◆出席委員(13人)

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
危機管理監兼危機管理課長	坂田	治民
総務課長	岡田	浩和
財政課長	洞口	廣之
管財課長	渡邊	康智
税務課長	花岡	知己
財政課財政係課長補佐	上畑	浩司
管財課管財係課長補佐	西田	博和
危機管理課危機管理係長	古田	一也
総務課行政係長	東	弘通
総務課人事給与係長	下通	剛
税務課市民税係長	宮垣津	治美
会計管理者兼会計事務局長	十松	昭英
消防長	中畑	和也
消防本部総務課長	堀田	丈二郎
理事兼企画部長	御手洗	裕己
総合政策課長	柚原	徹守
地域振興課長	砂田	健太郎
地域振興課地域振興係課長補佐	田中	義也
総合政策課政策企画係長	土田	治昭

宮川振興事務所長	田ノ下	嘉	明
宮川振興事務所地域振興課長	平田	直	久
宮川振興事務所産業振興係長	森下	俊	全
市民福祉部長	柚原		誠
子育て応援課長	小林	観	善
障がい福祉課長	藤井	弘	史
地域包括ケア課長	都竹	信	也
市民保健課長	三井	大	輔
地域包括ケア課地域包括支援センター課長補佐	中田	佳代	子
市民保健課長補佐	清水	弘	子
市民保健課課長補佐	川上	聡	子
地域包括ケア課社会福祉係長	丸亀	圭	祐
地域包括ケア課介護保険係長	佐藤	博	文
地域包括ケア課高齢支援係長	板屋	和	幸
地域包括ケア課地域医療係長	白木	大	輔
市民保健課健康推進係長	後藤	和	宏
市民保健課保険年金係長	玉腰	弓	子
環境水道部長	大坪	達	也
環境課長	忍	哲	也
水道課長	舟本	智	樹
環境課衛生係長	中田	賢	一
環境課施設係長	渡辺		晃
水道課管理係長	檜木	正	憲
水道課上水道係長	砂原	忠	久
水道課下水道係長	木村	誠	吾
農林部長	青垣	俊	司
農業振興課長	堀之上	亮	一
林業振興課長	二木	次	郎
畜産振興課長	古川	尚	孝
林業振興課林務係課長補佐	竹田	慎	二
農業振興課担い手支援係課長補佐	清水	浩	美
林業振興課地籍調査係課長補佐	佐々木	秀	信
商工観光部長	清水		貢
商工課長	大上	雅	人
観光課長	北村	和	弘
商工課商工係長	中村	篤	志
観光課観光係長	井谷	直	裕
基盤整備部長	青木	孝	則
建設課長	横山	裕	和
都市整備課長	谷口	正	樹
建設課建設係課長補佐	藤白	規	良
建設課管理係長	川崎	忠	相
建設課農林土木係長	吉本		法
都市整備課都市整備係長	吉澤	智	之
都市整備課建築係長	直野	幸	浩

教育委員会事務局長	谷 尻	孝 之	
教育総務課長	岸 懸	貴 則	
学校教育課長	下 出	尚 弘	
生涯学習課長	米 澤		智
スポーツ振興課長	大 始	良	透
文化振興課長	大 庭	久 幸	
学校教育課長補佐	平 澤	啓 介	
学校給食センター（神岡）係長	倉 坪	正 明	
文化振興課文化係長	清 水	則 久	
学校教育課主査	上 野	俊	

◆職務のため出席した  
事務局員

議会議務局長	野 村	賢 一
書記	水 上	時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

- 議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
- 議案第3号 令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
- 議案第4号 令和元年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
- 議案第5号 令和元年度飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第2号)
- 議案第6号 令和元年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
- 議案第61号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

○臨時委員長（野村勝憲）

皆さん、おはようございます。ただいまから、予算特別委員会を開会します。本日の出席委員は全員であります。

本日は、本委員会設置後、初めての委員会でありますので、飛騨市議会委員会条例第10条第2項の規定により委員長が互選されるまで、年長の私が委員長の職務を行います。

これより、委員会条例第9条の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

互選の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選の方法によることに決定しました。

続いてお諮りいたします。

委員長の指名は、臨時委員長においていたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決定しました。それでは、委員長に前川委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました、前川委員を委員長とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時委員長（野村勝憲）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました前川委員が委員長に決定しました。

◆休憩

○臨時委員長（野村勝憲）

ここで、暫時休憩といたします。

( 休憩 午前10時02分 再開 午前10時02分 )

[臨時委員長退席、委員長着席]

◆再開

●委員長（前川文博）

会議を再開いたします。

ただいま委員長に指名されました前川でございます。スムーズに委員会が進みますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

引き続き、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

互選の方法については、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

続いてお諮りいたします。

副委員長の指名は、委員長においていたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。それでは、副委員長には高原委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました高原委員を副委員長とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高原委員が副委員長に決定しました。

〔副委員長就任挨拶〕

本委員会の会議記録の署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元にお配りした付託一覧表のとおりです。一般会計補正予算の説明につきましては、所管部長が歳入歳出予算について順に説明を行い、その説明が全て終了した後に審査を行います。特別会計補正予算については、所管部署の一般会計の質疑が終了した後に、引き続き、説明と質疑を行います。一般会計・特別会計、全ての説明と質疑が終了した後に補正予算全体について当委員会の取りまとめを行います。

審査に入る前にお願いをします。質問は一問一答制とし、内容がしっかりと伝わるよう要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、議題外や議題の範囲を超え

ることのないようお願いします。

委員のご発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を告げ、質疑は、予算書などの該当ページを示してから質問されるようお願いいたします。

以上、ご協力をお願いします。

それでは付託案件の審査を行います。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔総務部、会計事務局、消防本部所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、総務部、会計事務局、消防本部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（泉原利匡）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）における総務部所管についてご説明申し上げます。

今回の補正は3億6,408万円を減額し、予算総額を203億320万2,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございますが、国庫補助の採択あるいは隣接する他事業との工程調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正は、ふるさと納税事務を令和2年度から業務委託するにあたり引き継ぎ及び準備期間が必要となるため、3月中に契約したいための追加です。

第4表、地方債補正は、急傾斜地対策事業の追加と事業の進捗状況や事業費の精算、確定見込み等による過疎対策事業ほか2事業の変更です。

10ページをお願いいたします。歳入の法人市民税は、市内企業において原材料及び商品の相場の変動による不測の営業収益の減少があったことから減額するものです。

利子割交付金、配当割交付金、11ページの株式等譲渡所得割交付金、地方税消費税交付金、自動車取得税交付金は、交付額の確定による補正です。

12ページをお願いいたします。最上段の携帯電話等エリア整備事業費分担金は、事業費の精算見込みによる減額です。

13ページをお願いいたします。総務費国庫補助金の公衆無線LAN環境整備支援事業費補助金は、事業実績に基づく補助対象経費決定に伴う増額です。

15ページをお願いいたします。中段の総務費県補助金の携帯電話等エリア整備事業費補助金は、事業費の精算見込みによる減額です。

17ページをお願いいたします。中段から18ページの基金繰入金ですが、事業の精算見込み等による補正です。

18ページをお願いいたします。雑入の携帯電話等エリア整備事業者負担金は、事業の精算見込みによる減額です。飛騨農業共済事務組合解散清算金は、本年度をもって飛騨農業共済事務組合が解散することに伴い、職員の退職手当負担金相当額が返還されるものです。

19ページをお願いいたします。市債ですが、事業の精算見込み等による補正です。次に、歳出を説明いたします。

20ページをお願いいたします。一般管理費の委託料。電算システム導入委託料は、導入前に精査した委託料が当初見積より減額したための補正です。

下段、財産管理費の工事請負費は、本庁舎工事3件にかかる入札差金の減額です。備品購入費は公用車ドライブレコーダーの装着台数減等による減額です。

21ページをお願いいたします。最下段、情報政策費の役務費、手数料は、電柱共架申請を伝送路整備工事に含めて発注したため、不用となり減額するものです。

22ページをお願いいたします。委託料の調査測量設計委託料は、設計監理業務の契約実績による減額です。情報施設整備工事は、精算見込みによる減額です。機械器具購入費は、携帯基地局通信機器購入にかかる精算見込みによる減額です。

次に、バス運行費の民間バス路線維持費負担金は、運行事業者への県補助金が見込みより増えたため、市の負担金を減額するものです。飛騨市公共交通会議事業費負担金は、今年度、第二次網形成計画を策定し、4月から一部運行を見直す予定でしたが、令和2年10月に法改正が予定されたことから公共交通会議での協議の結果、計画策定を1年延長し、運行についても令和2年10月から見直すこととしたため時刻表等の作成を延期したことによる減額です。

次に、防災費の消耗品費は、防災備品の備蓄品の入札差金です。無線設備等保守点検委託料は、昨年度末、一部機械の更新を行ったため、更新機器の補正が1年間不要となったことによる減額です。一般備品購入費は、戸別受信機の入札差金です。過年度国庫支出金返還金は、平成30年7月に豪雨災害時に備蓄していた毛布1,290枚を使用したため、同数を購入し、他の経費とともに県を通じて国より求償されましたが、内閣府の監査で非常用物資については、購入時に普通交付税で措置されているため対象外との指摘がなされ、返還要求されることとなったため補正するものです。

最下段の税務費。税務総務費は人件費の補正ですが、一括して説明をいたします。

37ページをお願いいたします。最下段、予備費は、財源調整のための減額です。

38ページをお願いいたします。人件費の補正でございますが、今回の一般会計・特別会計・企業会計の人件費補正は、年度末における予算額の調整を主として行うものです。増額の主な部分を占める時間外勤務手当につきましては、増額補正を行っておりま

すが、今年度の支給実績及び各所属への調査結果をもとに今後の見込額等を算定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□会計管理者（十松昭英）

それでは、会計事務局所管について説明いたします。

会計事務局では積立基金の運用を担当しておりまして、今回、基金利子の見直し及び積立金の増額について補正をお願いするものです。

はじめに歳入ですが、16ページをごらんください。下段の17款、財産収入。利子及び配当金です。飛騨市では財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金等26の基金を積み立てしております。その内訳は一般会計で18基金、特別会計で8基金であります。基金総額は約147億7,000万円で、これらを定期預金、国債地方債などの債券にて運用しております。今年度の利子見込みは約2,285万円で、これらの利子は12月末の各基金残高に応じて按分し基金に積み立てを行います。今回、按分によって当初予算より上振れした分、また、当初予算に計上されていなかった分の補正を行うものです。

続きまして歳出です。20ページをごらんください。中段の会計管理費について、今ほどの基金利子増額分のほか、001財政調整基金積立金に3,000万円。これは飛騨農業共済事務組合解散に伴う職員の退職手当等負担金の返還見込額を積み立てるものです。017学校施設整備基金積立金に4,600万8,000円を計上しております。合計7,667万6,000円の増額補正であります。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

それでは、消防本部が所管する内容について説明いたします。

歳入から説明いたします。12ページをごらんください。消防費分担金の消火栓新設補修事業分担金ですが、消火栓新設補修事業において地区から負担していただく分担金の余剰金を減額するものです。

次に、歳出を説明します。33ページをごらんください。常備消防費の工事請負費ですが、古川町防災ヘリポート設計変更に伴い、その差額を減額するものです。その下から次ページ、備品購入費ですが、神岡消防署高規格救急車などの購入の差額を減額するものです。積立金は、消防施設整備基金の積立金です。

続いて非常備消防費ですが、備品購入費の車輛購入費ですが、消防団消防積載車4台購入の差額を減額するものです。その下、負担金、補助及び交付金は、先ほど歳入で報告しました消火栓の新設・移設事業の差額を減額するものです。



以上が消防本部所管の補正内容です。よろしくお願ひいたします。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

歳入のほうで、11ページなんかにも、例えば株式等譲渡所得割交付金がですね、当初よりも低くなりまして230万円ですか、減額補正されております。それで次年度の予算では、その分をしっかりと精査して減額したものを上程されております。これはどういったことでこのような配当金、配当割交付金等々が減額になっていたと精査されたんですか。どういったことが原因だと分析されたんでしょうか。

□財政課長（洞口廣之）

お答えいたします。これら県税交付金につきましては、県民税の中に含まれているこれらの株式等譲渡所得割、こういったものが県全体の収入見込みに対して飛騨市から納める県税収入の按分なんです。県全体の中で飛騨市のシェア分がくるというかたちで予算計上しているものでございます。

これらにつきましては、例年1月の下旬に県から翌年度の見込額がまいります、今ほど申し上げたような按分のかたちで当初予算額を計上しております。それから1年たってですね、1年後に本年度の決算見込みというものが届いてまいります。この差がこちらに計上した残額ということになっておりまして、例えば飛騨市で利子割がこれだけ入るということではないんですね。県全体の中で利子に対する県民税が幾らあって、それに対して全体の県民税と、飛騨市民が納める県民税のシェアで県からこのような配当があるといったかたちのものでございますので、そういったかたちで中身、内容につきましてどういった要因かということは私どものほうではちょっと存じ上げていないところでございます。

○委員（高原邦子）

株式等譲渡所得割交付金はどうなんですか。

□財政課長（洞口廣之）

今ほど申し上げました、利子割、配当割、株式等譲渡所得割交付金、これらは全て同じものでございます。地方消費税交付金につきましては、若干異なっておりますけれども、消費税が全国で納められたものが各都道府県間の精算を踏まえて、こちらについても人口ですとか商業従事者数に応じて県内の飛騨市のシェアに応じて交付されるものでございます。

それから自動車取得税交付金、環境性能割交付金、これについても全て県のほうから見込みがまいります、これらの計算式で当初予算計上させていただいたものでございます。

○委員（高原邦子）

それで、県のほうはしっかりと株式等譲渡所得割とかそういったことを把握されているわけですよね。そうすると、全体的に県はそれが少なかったのか、それとも飛騨市の

人口が少なくなってきたから減らされているのか、そういったこともしっかり分析しないと、いろんな経済状況を把握するっていう上ではちょっと違うんじゃないかと思うので私は質問しているんですが。

□財政課長（洞口廣之）

今、議員ご指摘のような飛騨市のシェアが下がったということではございません。利子割交付金につきまして具体的な数字を申し上げますと、県全体で当初は6億7,400万円の見込みで、各市町村に交付する総額が6億7,400万円という見込みで通知がございました。これが1年後の決算見込額では3億2,400万円に落ちておるといったこととございます。同じように配当割交付金につきましては、11億円の見込みだったのが12億9,600万円というかたちになりまして、配当割のほうが増額をしているということです。株式等譲渡所得割交付金は、同じく9億2,500万円の見込みであったものが6億7,400万円。地方消費税交付金につきましては、38億1,000万円の見込みであったものが、36億7,120万円といったかたちで、こういったかたちで通知がきまして、これらを先ほど申し上げた計算式で差額について補正を計上させていただいたものでございます。

○委員（高原邦子）

そうすると、そういったものでは景気の動向とかそういったものは我が飛騨市では把握できないっていうことなんですかね。もう少し、県からの情報等々も得て分析等々して、そしてまた飛騨市独自のですね、こういった環境等々にあわせて経済対策とかも立てていかなきゃならない大事なところだと思うんですが、そのへんどのように分析されて会議をもたれているのか教えてください。

□財政課長（洞口廣之）

先ほども申し上げましたけれども、利子割ですとか配当割、株式等譲渡所得割というのは、全て個人の方が確定申告をなさって課税されるものではございません。分離課税ということでそれぞれ別のかたちで課税をされてくるものでございます。したがって、こういったものを総括的にまとめてですね、最終的にどういうかたちになるかということを年度の途中において、それに対する対策に対する会議といったものはもち得ていないというのが現状でございます。

○委員（水上雅廣）

超過勤務の手当について1つだけ質問させていただきますけれども、今回も相当な額の補正がされて、職員の皆さんよく頑張ってください、市民の生活を守っていただいている。これはよくわかるんです。

ただ、気になるのは特定のところに偏った仕事がいってしまっていて残業が増えているのではないかなというようなことを少し心配いたしますので、そのへんについてお考えをお聞きしたいと思います。

□総務課長（岡田浩和）

時間外勤務が特定のところに偏ることがないようにということでございましたが、今

年度につきましては働き方改革ということで、各所属でひと月当たり45時間、年間360時間以内を目指して、それぞれが標準化できるように取り組んできたというところでございます。

しかしながら、実際には例えば選挙ですとかイベント、会計検査というようなところで部署的に集中する部分もありましたので、全てを平準化してしまうというところは実際には難しいところがあったのかなというふうに思っております。

年度当初に少しお話をさせていただいたんですが、他律的業務ということで選挙ですとか会計検査というものは、私たちのコントロールできる範囲外という業務になってきますので、そういうようなものを指定した場合に年間720時間までいけるわけですが、そういうことも含めまして全体的に時間外を減らしていきたいというふうに思っております。

ですので、一部分として集中するところがあるんですが、そこについては他律的業務というような判断をせざるを得ないのかなというところがございますので、他律的業務と普通の業務を含めて、来年度からどれだけでも平準化できるように進めていきたいというふうに考えております。

○委員（澤史朗）

ヘリポートのことについてお伺いします。設計の見直しで減額となったということですけれども、この検討内容の用紙の中に、まあその設計変更はわかるんですけれども、河川の占用許可等の不測の日数を要したというふうにありますけれども、前にロスト・ライン・パークのときも河川の占用許可がおくれて、取りかかりがおくれた場合がございますけれども、今回もこれ、どのような理由でおくれたのでしょうか。

□消防本部総務課長（堀田丈二郎）

当初、河川構造物の基準により20センチのコンクリート舗装をする予定でしたが、その後、土の10センチ下に天板保護のブロックがあることが判明しました。そういったことから、そういった設計の変更をするにあたりまして河川法第24条、まあ現在は占用許可をヘリポートとしているんですが、さらに河川法第26条の工作物の新築許可を受けるにあたりまして、そういった事前協議とかに日数を要したものです。河川の申請許可を1月31日にもりました。

○委員（澤史朗）

そうすると事前の調査というか、10センチ下のところに天板保護のブロックがあったということで、まあ当初の設計どおりいかなかったということで予算的には減額をされているわけですが、工期としてはおけると。で、これ県の補助金が入っているわけですが、そのへんの補助金のほうは、繰り越しということは差し支えないのでしょうか。

□消防本部総務課長（堀田丈二郎）

県のほうにも変更承認申請を提出しまして、変更承認の許可をいただく手続きをしているところです。

○委員（澤史朗）

じゃあ今申請中ということで、許可が下りるといふうにして考えておいてよろしいでしょうか。

□消防本部総務課長（堀田丈二郎）

はい、そのとおりです。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ほかはないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時27分 再開 午前10時29分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔企画部所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、企画部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

私のほうからは、企画部の補正第5号について概要を説明させていただきます。資料としましては、議案第2号、令和元年度一般会計補正予算（補正第5号）でご説明をさせていただきます。

歳入についてはございませんので、歳出からご説明をさせていただきます。ページは20ページ一番下ですね、06企画費というところからご説明をさせていただきます。全て減額補正ということでございますけれども、まずですね、賃金の事務員というところで90万円減となっておりますけれども、こちらにつきましてはですね、移住コンシェルジュの方の人件費の減ということでございます。これはですね、当初予算が多めに活動してもらうことを想定していたものによるものでして、かなり減額しています

ので来年度予算では対応をいただいた際に謝金を支払うこととしまして、予算としても計上額を実質的に近くしているというところでございます。続きまして、21ページをごらんください。光熱水費の400万円減につきましては、カミオカラボの電気代ということでございます。カミオカラボはですね、指定管理に出しているところでございますが、初めての運営ということもありまして光熱水費がどの程度かかるか見込むことが難しかったということがありまして、はじめから光熱水費は指定管理料から抜いて市が支払うということにしていたものでございます。このような状況からですね、光熱水費は高く想定していましたが、実際、運営したところそこまできからなかったということで減額をさせていただいたというものでございます。次にですね、負担金、補助及び交付金についてですが、小さなまちづくり応援助成金については、こちらは100万円の減ということでございまして、これは応募者の減であったり事業実施できない事業者がいたことによる減額ということでございます。次に、賃貸住宅家賃補助金については、150万円の減ということでございますが、これにつきましてはですね、前年度から継続で対象となられていた方がいらっしゃるんですけど、そういった見込まれていた方のうちですね、実際には転出をされたり賃貸住宅以外に転居をされたということで資格を喪失した方がいらっしゃるということから減額をしたというものでございます。

企画部の主な補正予算の説明は以上でございます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時31分 再開 午前10時32分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔振興事務所所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、振興事務

所所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

それでは宮川振興事務所所管の補正予算について説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

歳入につきましては、お手元の予算書事項別明細書にて説明をさせていただきます。事項別明細書の14ページをお願いいたします。款項目の01農林水産業費国庫補助金の04柵田地域振興緊急対策交付金、254万6,000円の補正です。内容は、宮川町の種蔵集落にある柵田の保全や環境整備にかかる補助金です。

歳出につきましては、主要事業の概要（事業別説明資料）というものがあると思いますが、その1ページをお願いいたします。予算書では21ページになります。「柵田と板倉の里」の活性化ということで、2事業背景・目的にありますように、種蔵地区の貴重な原風景を残していくために、減少、高齢化する地元の担い手をフォローしていく、種蔵のファン層を広げるため、「飛騨市ふるさと種蔵村」を立ち上げました。令和元年8月に柵田地域振興法が施行されました。これに伴いまして柵田地域振興緊急対策交付金が国で予算措置され、これを活用した事業になります。

3の事業概要の1つ目として、飛騨市ふるさと種蔵村民の活動促進に89万6,000円、これは第1回のふるさと種蔵村議会でふるさと村民から持ち上がったやりたいことと地元住民がしてほしいことをマッチングさせる仕組みを構築すること、また、遠方のふるさと村民が宮川町に来られなくてもふるさと種蔵村議会に参加できるテレビ会議システムを導入するものです。予算書では、21ページの07地域振興費の13委託料から15工事請負費、この3つが該当する予算になります。

2つ目として、空積みワークショップの開催に25万円。これは崩れかけている柵田の石積みを、石積みの専門家の指導のもと現地で実際に修復を行うというもので、昨年2回開催し、好評を得ました。リピート参加の方など習熟度が高い方もおみえになり、ともに切磋琢磨しながら技術を習得していくものです。予算書では、同じく07地域振興費の08から11までが該当するところです。先ほど申しあげました歳入の国庫補助金、254万6,000円と、ここにあります98万4,000円の差額の156万2,000円につきましては、予算書のほうの31ページをお開けください。款項目の02地域基盤振興費のほうにこの差額が充当されております。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

今ご説明がありました柵田と板倉の活性化策ですね、私は、まあ当然それぞれの地域の活性化というのは本当に必要だし重要なことだと思います。

そこで1つお聞きしますけれども、この中にふるさと種蔵村民が集う種蔵村議会はど

のくらいの規模で、年間何回くらい開催されて、さらにどのくらいの人たちが集められたんでしょうかね。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

回数的には昨年2度開催いたしました。2回目は2月29日に開催予定でしたが、ご承知のようにコロナウイルスの関係で延期といたしますか、書面的な議会になりました。参加人数につきましては細かい数字はちょっと今持っておりませんが、10名程度でございます。

○委員（野村勝憲）

例えばふるさとから離れて、まあ東海エリアにいらっしゃる方とか、そういう人たちは参加されているわけですか。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

そういった事例もございます。

○委員（野村勝憲）

このようにですね、私は人口減少によって少子高齢化というのが一段と進んでくると思うんですね。このエリアだけじゃなくてですね、ほかのエリアに関連しますので。それでですね、やはり近い将来、限界集落とならないためにですね、それぞれの集落がやはり知恵と汗を流して工夫されていると思います。そういうことで、まあそれぞれ問題解決をしないといけないエリアがあると思いますので、現在ですね、市にそれぞれのエリアから地域活性化の要望なんかは、例えば山之村とかですね、そういったところから出ているんでしょうかね。

△市長（都竹淳也）

それぞれ各地区いろんな思いがあって、宮川全域でもやっぱりいろんなお話がございますし、そうしたことを受けているいろんな話をしながら、例えば坂下の地区、まんが王国の周辺に鮎をやっていこうとか、池ヶ原のところを活用しようとか、河合でも天生の森をどうしていこうとか、歌舞伎をどうしていこうとか、いろんなそういった声に寄り添いながらやっているという状況ですね。神岡町山之村も当然そうですし、河合・宮川町もとくにそうです。

ただ、やや気になっておりますのは、古川のまちの中ですね。ここが意外とあんまりそういう声を聞くことが少なくて、まちづくり全体の活動の中で一番人口の多い古川町内がやや低調かなという印象を持っておりまして、担い手の顔がなかなか浮かんでこない。つまりそれはそういった接点を持つだけの機会が恐らくうまれていないんだろうというふうに思っております、そこが課題かなと感じております。神岡町は割といろんな方がいろんな活動をしておられますので、これはそれを大いにバックアップしていくということなんでしょうけれども、ちょっとそのあたりが課題かなというふうに感じています。

○委員（野村勝憲）

私は古川町のことについてはですね、かつての古川町のようにですね、まちづくりに

積極的に青年団とかですね、若い人たちが商工も観光も含めて参画されていたということで、残念ながら今ですね、そういう人たちがちょっと足が遠のいているなというのが懸念されるんですね。

したがって、こういったそれぞれの集落の若い人たちをどう抱き込むかということが最も重要だと思うんですね。そのへんについてですね、我々議員もそれぞれの地区からある意味では出ている人たちもいるわけですから、我々議員もやはり人を呼び込むとかですね、あるいは交流人口をどうやって増やしていくかということも、やっぱり積極的に取り組んでいかなきゃいかんと思いますので、ぜひそれぞれの地域でですね、まあ私ももやりますので、またいろいろ声をかけてもらえればそれなりの行動をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

△市長（都竹淳也）

ありがとうございます。全くそのとおりだと思っておりまして、ぜひですね、ご協力をお願いしたいなと思います。小さい活動っていろいろまれてきているので、そういうのを応援してあげてほしいんですね。いろんなところで取り上げてもらうのが1つの応援になります。市で知らない活動がもしあれば、例えばよくやる手法ですけども、市長のところに来てもらうのを取材してもらいたいなかたちで記事にしてもらうとかですね、というようなかたちもあると思いますし、また、いろんなところで取り上げてもらうように直接働きかけていただくということもありましょうし、それが一番励みになって、誰かが見てて応援してくださるという実感がまちづくりの中では一番大事だと思いますので、ぜひご協力をよろしくをお願いしたいと思います。

○委員（水上雅廣）

地元の振興事務所ですから、大いに頑張っていたきたいと思ってエールを送る意味で質問をいたしますけども、今、野村委員がおっしゃったようにどうしてもやっぱり疲弊することなく元気をもって地域づくりに取り組んでいきたい。これはみんなが思っていることだと思いますから、こうした取り組みを進めていただくことに本当にありがたいと思っています。

その上で、この地域はどうしても高齢者が多いですし、今ほど言われたようにどこからどういう力を持ってきていただいて、その地域の全体の活性化を図っていくかということだと思います。

そうした意味で、振興事務所長に絶対に成功させていくというか、まあほかにもいっぱいありますから大変だと思いますけれども、職員が一丸となってこうした地域を盛り上げていきたいという決意のようなものをちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いします。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

宮川振興事務所長にさせていただきまして、大体1年が過ぎようとしております。この3年そういった取り組みを続けてきて引き継いだというふうなかたちになります。本当におっしゃるとおり持続可能な社会というのが永遠のテーマですけども、宮川町、保



育園もことし再開しますし、人口的な面でもまたこれからしっかりと取り組んで、とにかく存続していけるように頑張っている所存でございます。どうかよろしく申し上げます。

○委員（水上雅廣）

ことしはどれほど村民議会を開催される予定でしょうか。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

テレビ会議システムというかたちが変わりますので、回数的に言えば増やせるのかなと思いますが、2回か3回程度と思っております。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午前10時55分といたします。

（ 休憩 午前10時45分 再開 午前10時55分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔市民福祉部所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

市民福祉部所管の補正予算について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、23ページをお開きください。2段目、戸籍住民基本台帳費の委託料。通知カード・個人番号カード関連事務委託料につきましては、マイナンバーカード交付の事務委託になります。地方公共団体情報システム機構の通知額によって補正ということになっております。10分の10の委託料ということになります。

マイナンバーカードにつきましては、2月末現在で2,702件の発行を行っております。今年度は537件の発行数というふうになっております。

24ページをお開きください。3段目の賃金になりますが、生活困窮者の相談に当たっております相談員の方が病休でお休みになられました。その分の減額ということになります。この賃金が国庫補助金の対象経費になっておりますので、後ほど歳入のほうでも説明させていただきます。その下、社会福祉協議会補助金の減額につきましては、主に敬老会助成金の精算によるものになります。やさしいまちづくり応援助成金につきましては、令和元年度、5団体に交付を行いましたが、不用額についての減額となります。扶助費につきましては、それぞれ給付実績による減額ということになります。その下、福祉事業基金積立金につきましては、多機能型障がい者支援施設に50万円、障がい者グループホームの建設に3万円の寄附をいただきました。

障がい者自立支援費になりますが、07賃金、09旅費、13委託料につきましては、重度障がい者の雇用検証事業を行ってりましたが、重度障がい者の方がお亡くなりになりましたので、不用額の部分を減額するものであります。25ページお願いいたします。重度障がい児日常生活用具給付費、福祉サービス給付費につきましては、給付実績による増ということになります。

その下、老人福祉費の一般備品購入費、機械器具購入費につきましては、新しい和光園の備品の入札差金の部分の減額ということになります。その下の老人福祉施設整備補助金につきましては、グループホーム和(なごみ)さんで非常用自家発電設備の整備を予定されます。県の補助が充当されるわけなんです、県補助金と同額を支出するというものになります。性能としましては、25パーセントの負荷で32時間稼働できる自家発電設備の整備とお聞きしております。その下の高齢者等屋根融雪等整備事業助成金につきましては、不用額部分の減額ということになります。その下の介護保険社会福祉法人利用者負担助成金につきましては、負担金の確定の部分の補正になります。扶助費の老人福祉施設措置費につきましては、令和元年度は和光園入所者がほぼ50名定員で推移をしましたので、その部分の増額補正ということになります。

社会福祉施設費の修繕料ですけれども、現在使用している和光園ですけれども、若干の漏電がありました。その修理を予定しておりましたが、なんとか修理するまでのレベルではないということで、修理を見合わせるということで、その後の減額ということになります。

一番下の段、児童福祉費になりますが、障がい児通園・通院助成金につきましては、愛知県とか岐阜県、富山県のほうに難病とか、あと先天性の疾患で治療に通っていらっしゃる子どもさんが14名ほどいらっしゃいます。その交通費の2分の1助成の実績分の増額ということになります。26ページをお願いいたします。児童扶養手当給付金につきましては、給付実績にあわせるための減額ということになります。現在、支給を受けていらっしゃる方は155名いらっしゃいます。

児童保育費の賃金の減額ですけれども、フルタイムの職員の方が雇えず、短時間勤務の

職員の方で対応したということで、その部分の差額の減額になります。通園バス委託料につきましても、主に旭保育園のバス運行の委託の不用額の減額ということになります。病児保育事業の委託料につきましても、社会福祉法人神東会に委託しています「たんぼぼキッズ」という病児保育がありますが、施設改修の設計を予定していましたが、利用人数と勘案すると今のレベルの構造で使用できるというようなことで、今回の設計は見合わせるということになりました。その減額ということになります。その下、私立保育所運営費負担金につきましても、入園児とかいろんな加算の部分が確定したということで、その部分の減額ということになります。他市町村保育負担金につきましても、高山市などへの保育所を利用していらっしゃる方の人数なり日数が確定したということでの減額ということになります。

その下の障がい児通所支援費の賃金ですけれども、看護師賃金の減額ですが、看護師が医療的ケア児の支援に入るように予定をしておりましたが、利用回数が少なかったということでその部分の減額ということになります。障がい児通所支援利用者負担助成費につきましても、保育料の無償化が障がい児通所支援事業にも対象になりますので、その部分の減額ということになります。扶助費の福祉サービス給付費については、利用実績によつての減額ということになります。

27ページの児童手当費の扶助費ですけれども、給付実績による減額というかたちになります。15歳になる3月31日までの子どもさんに支給するという児童手当ですけれども、2,400人くらいが対象になっています。

27ページ下段、生活保護費ですけれども、扶助費の減額ということになります。平成31年3月では24世帯27人の保護でしたけれども、それから平成31年1月現在では4世帯の減、6人の減というような状況ですので、その部分の扶助費の減額を行っております。

28ページをお願いいたします。保健衛生費の予防費の委託料。予防接種委託料の減額を行っております。減額の原因は、主に出生数の減少ということで、予算では130人くらいの出生の見込みを立てておりましたが、100人を切ったということで、その部分の減額が大きいものです。その下の結核検診胸部X線間接撮影委託料につきましても、受診者の減ということになります。

生活習慣病対策費の基本診査委託料、がん検診委託料につきましても、利用実績による減ということになります。

保健センター管理費の光熱水費の減につきましても、暖冬と電気料の自由化による電気料の軽減ということによる補正になります。

次、歳入の説明をいたしますので、12ページをお願いいたします。12ページの中段、負担金の民生費負担金ですけれども、老人福祉施設入所者負担金につきましても、養護老人ホーム、とくに和光園の入所者が増えたということでの個人負担金の増ということになります。

その下、国庫支出金の障がい者手当等給付費負担金につきましても、歳出を減額しま

した4分の3相当の国庫負担金の減額になります。その下、障がい福祉サービス等負担金につきましては、歳出を減額しました2分の1相当の減額ということになります。生活困窮者支援制度事業負担金につきましては、相談員賃金の減額相当分の3分の2の負担金の減額ということになります。児童福祉費負担金の児童扶養手当負担金につきましては、歳出の減額分の3分の1相当の減額。そして保育園児童保育費負担金につきましては、保育料の無償化による国負担の増額分ということになります。児童手当給付費負担金につきましては、被用者負担分として45分の37、非被用者分として6分の4の手当分の減額ということになります。児童通所支援給付費負担金につきましては、歳出で減額した扶助費の2分の1相当の減額ということになります。生活保護費の負担金につきましては、4分の3相当の減額ということになります。

次、国庫補助金ですけれども、戸籍住民基本台帳費補助金の通知カード・個人番号カード関連事務費交付金につきましては、歳出と同額の補正額ということになります。

14ページをお願いいたします。14ページの一番上、地域生活支援事業費補助金につきましては、国の補助金が確定をいたしました。交付決定額にあわせるという補正になります。一応、対象経費の2分の1の補助率ということになっております。

次、県負担金ですが、15ページをお願いいたします。障がい福祉サービス費の負担金につきましては、県負担4分の1ですので歳出の増額分相当の4分の1の補正ということになります。児童福祉費負担金につきましては、保育園児童保育費負担金は県負担分の保育料無償化にかかる増額分になります。そして児童手当給付費負担金につきましては、被用者分45分の4、非被用者分6分の2の県負担分の減額になります。児童通所支援給付費負担金につきましては、障がい児通所支援費の扶助費の4分の1の減額ということになります。

県補助金の民生費県補助金ですけれども、地域生活支援事業費補助金は、国の補助金の2分の1が県補助金ということになりますので、相当分に合わせるということの減額になります。社会福祉法人生計困難者減免措置補助金につきましては、交付決定額にあわせる補正ということになります。地域介護・福祉空間整備等交付金につきましては、グループホーム和の非常用自家発電設備の県補助金ということで歳出と同額の補正になります。

17ページをお願いいたします。17ページの上から2段目、民生費寄附金ですけれども、福祉事業費寄附金に3件の積み立てを行うということです。歳出で説明いたしました障がい者多機能型支援施設に補助金と、グループホームの建設補助金の寄附、そして高齢者福祉にということで1件いただいておりますので、合わせて3件の部分を基金に積み立てるということを予定しております。

そして一番下になりますが、福祉事業基金繰入金ですけれども、この減額につきましては和光園の備品購入費の減額相当分を減額するというものになります。

18ページ、雑入ですけれども、衛生費雑入の健康診査受診者費用負担金につきましては、健診の受診者の実績による減額ということになります。

説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

新和光園についてちょっと質問しますけれども、現在ですね、新型コロナウイルス感染者がどんどん増えている中ですね、たしか3月11日に完成披露式が開催されましたよね。40名ほど出られたということですが、その中にお年寄りの方は何名くらいいらっしゃったんですか。

□市民福祉部長（柚原誠）

入所者の方で、代表で出席された方が1名いらっしゃいますが、あと来賓の方で、お年寄りといいますと私より年の方がお年寄りということになるのであれば、多くの方がいらっしゃいました。

○委員（野村勝憲）

お年寄りの方はいらっしゃらなかったということですね。それはそれとして、問題ですね、終わったことは仕方がないんですけども、今やっぱりいろんなイベントも縮小しようという動きが出ている中で、例えば飲食なんかは伴わなかったですかね。

□市民福祉部長（柚原誠）

飲食とかは一切ありませんでしたし、マスクをお配りして、マスクをして着席をいただきました。そして椅子の間隔も可能な限り広くとってということで披露式を行わせていただきました。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（住田清美）

予算書26ページの児童保育費についてお尋ねをいたします。先ほど、賃金の減額補正がございまして、なかなか正職員さんが厳しいということなんですが、ここにあがってくるのは、多分、公立の賃金でございまして、私立もことしから増えましたが、今現在、私立も公立も含めて保育士さんの充当率は、まだまだ足りない状態なんですか。

□子育て応援課長（小林観善）

公立保育園につきましては、令和2年度からはおおむね充足できるものと思っております。あと、入園者の具合によりまして、未満児が多ければ加配が必要ということがございます。それで、今のところは待機児童が出ないという状態でございますので、今のところは保育士は充足されておるといえるものでございます。

○委員（住田清美）

確かに未満児さんが年々多くなる傾向があると思いますが、今年度、年度途中で未満児さんが入りたと思ったときには全員入れましたでしょうか。また、令和2年度も年度途中の、とくに未満児さんの対応については大丈夫でしょうか。

□子育て応援課長（小林観善）

今のところでございますが、増島保育園につきましては、未満児につきましては100パーセントの入所というかたちになっておりますので、来年度に向けてですが。増島保育園を希望される場合は、現段階では入れない状態ですが、さくら保育園ですとか宮城保育園にはまだ余裕がございますので、お断りするということはないと思われま

●委員長（前川文博）

ことは大丈夫だったのかって話は。

□子育て応援課長（小林観善）

希望の園としましては入れなかった場合のところも中にはありますが、他園に入っていただくことはできました。

○委員（住田清美）

希望の園に入れなかったのは施設的に無理だったのか、保育士さんの数というか、そういうので難しかったのでしょうか。

□子育て応援課長（小林観善）

どちらの理由もございました。施設的にも子どもさんの人数に応じたお部屋が必要になります。それも確保できない場合もありましたし、保育士が少し足りなかったっていうところもございました。

○委員（住田清美）

ぜひ、できれば希望園に入れるように、また年度途中からの受け入れもしっかりと行えるようお願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

○委員（澤史朗）

予算書の28ページのところの健康診断に関してですけれども、これは先ほどの乳幼児に対しての予防接種、これは出生数の減少ということで減額になったという話でしたけれども、ほかの健診についてこれは対象人数が減ったのか、それとも受診率が減ってこうなったのか、それとも予算額が当初から増やしてあったのか、どうでしょうか。

□市民保健課長（三井大輔）

どうしても見込みでございますので、実績ベースの精算ということになります。基本的には飛騨市の場合、非常に高い受診率を誇っておりますので、大きく伸びるということはございませんが、全ての健診に関しましては全て例年どおり受診していただいているというふうに考えております。基本的には人口の減少ですとか、そういった部分での減額というふうになります。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第3号 令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第4号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第3号、令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第4号）を議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第3号、令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第4号）について説明いたします。

事業勘定の歳出から説明をいたしますので、8ページをお開きください。8ページの中段、保険給付費の療養諸費ですけれども、9,000万円の減額ということです。実績による減額ということであります。

そして9ページの上段ですけれども、特定健診委託料ですが、見込みでは2,700人ということで予定をしておりましたが、受診された方が2,408人ということです。まだ受診率については確定はしておりませんが、現段階では60.2パーセントという受診率でありました。受診実績による減額という補正になります。

その下、基金積立金につきましては、基金利息が確定したことによる補正ということになります。

その下の直営診療施設勘定繰出金につきましては、国の補助金の額に変更があった関係での繰出金の減額ということになります。

6ページの歳入のほうを説明させていただきます。一番上の普通交付金ですが、療養給付費と同額の減額ということになります。療養給付につきましては、県が100パーセント負担をするというような考え方に広域化されてから行われておりますので、歳出と同額が県から入ってくるというようなかたちで歳出の減分を今回歳入も減らすということになります。その下の保険者努力支援制度につきましては、予定をしておりました一部が特別調整交付金として交付されることに変更となりましたので、その下の特別調整交付金のほうへ213万4,000円移すということになっております。ただ、特別調整交付金のほうでへき地診療所の運営費分が33万5,000円減っておりますので、その部分を相殺してこの補正額というかたちになります。そして特定健康診査等負担金につきましては、特定健診の受診実績に伴う減額ということになります。

中段の県補助金。国庫負担金減額措置対策費補助金につきましては、県単の福祉医療費の助成について国庫負担金が減額されるというようなかたちになっておりますが、その部分の県の補助金ということになります。額が確定したことによる増額補正ということになります。財産収入につきましても基金利子が確定したということになります。

そして7ページ、給与費等の繰入金ですが、この部分については一般管理費の補正額

と同額ということになります。

あと、その下の財政調整基金繰入金ですけれども、給付費などに充当する特定財源との調整を基金に繰り入れて行ったということによる補正ということになります。

続いて直診勘定の説明をいたしますので、21ページをお開きください。まず、外来収入ですけれども、収入実績の見込みにあわせるということでそれぞれ補正をいたしております。

そしてその下、事業勘定繰入金につきましては、へき地診療所運営費の補助金が確定したということで、5つのへき地診療所がありますが、総額で33万5,000円の減額ということになります。

22ページをお開きください。過疎対策事業債が河合、辺地対策事業債が杉原ということでそれぞれ事業に充当しておりますが、額が確定したということによるそれぞれの減額になります。

歳出ですけれども、施設管理費の備品購入費につきましては、河合診療所の往診車の額が確定したということでの入札差金の減額ということになります。

医業費の使用料及び賃借料の物品借上料につきましては、在宅酸素供給装置のレンタルの実績の減という部分での減額になります。そしてその下の一般備品購入費につきましては、小型自動分割分包機と電子カルテの入札差金の減額ということになります。

説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

9ページですね、特定健診について質問いたしますけれども、今ほど250万円ほどの減額ということでございましたが、特定健診受診率がですね、約6割ということですが、これはここ3年ほど前からして下がり気味の傾向なんではないでしょうか。

□市民福祉部長（柚原誠）

一番いいときで65.何パーセントというときが平成29年度でしたか、ありましたが、現在ちょっと下がり気味ということです。この60.2パーセント、まだ暫定値ということで、今、医療機関から情報提供をいただいて特定健診の実績に入れるというような事業も行っておりますので、数値としては確定するのは10月以降になろうかと思いますが、もうしばらくちょっと様子を見ないと、確定値というものは出ておりません。ただ、受診率を上げる、あと指導率を上げるという取り組みにつきましては引き続き努力をしておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

○委員（籠山恵美子）

国保会計の8ページ、保険給付費ですけれども、まあ簡単に実績といわれましたけれども、9,000万円の一般被保険者の療養給付費9,000万円減ですけど、この要



因あるいは傾向などを説明していただけますか。

□市民保健課長（三井大輔）

まだ年度途中でございますので、正式な分析等はしておりませんが、実績ベースの平均値から減額をさせていただいております。大きな要因といたしましては、やはり加入者数の減少というようところが、総額としては減る要因であるというふうに考えております。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

○委員（澤史朗）

こどものこころクリニックの歳入が、これ減少しているんですけど、この要因というのは主に何でしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

当初予算で見込んでいたときの中で、ドクター2人体制の1人の小百合先生の復帰なんですけど、半年で見込んでおりました。一応、11月から正式に復帰いただいておりますけれども、そこで6カ月間と5カ月という部分での差も出てきますし、あと全体としてですね、今、昌智先生お一人の体制ですと1年やっていたんですけども、やはりお一人体制の中で、それほど当初の机上の計算以上に回す感じができなかったというのは確かにございます。ドクター1人であれば、普通に回せばこれくらいという思いはあったんですけども、実際にやってみますと、小百合先生の患者を全て昌智先生が引き継ぐ。そういう中でやっぱり、再診率というのがどうしても2人体制ほどこなせないものだから、机上の計算上はかなり同じようなペースでこなせるというようなことを思っていたんですけども、やってみるとなかなかそこまでいかないというのが実情でございます。そういったところからちょっと収入の減少というようなかたちになっております。

○委員（澤史朗）

実際がそうであったということですが、今後に関しては、そのへんの見込みというのはどうなんでしょうか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今ですね、クリニックのほうの収入に関してもいろいろ見直しといたしますか、をしております、やはり以前からの議会等で一般質問をお受けして見直しをするという中でですね、再診率を上げていきたいということはあって、時間短縮とかいろいろ考えてやっていたんですけども、それでもやはりなかなかそのお一人お一人にかかる時間っていうのがそんなに大きく減らせるものではないという実態もございます。

ただ、その中でですね、今ちょっと検討しておりますのは、見ておまして、やはり元来トラウマ治療であったりというような心理士が絡むような診療というものが、診療報酬の中でみるということ自体に無理があると。これほかの医療機関の診療実績なんかを見せていただきながら、やはり診療報酬対価の中に心理士をたくさんみるほどの報酬

の評価っていうのがないというところが若干見えてまいりまして、それで今そこをですね、どういったかたちで、あわよくば保険外診療というような考え方もちょっと用いながら見直すというようなことも考えなければいけないかなというふうで、今ちょっと全体を整理して、どのようになるかまだ考え中ですし、精査しきれていないのははっきりしたことは当然お答えできないんですが、そういった視点も含めながら今見直しをやっているという最中でございます。

●委員長（前川文博）

それではほかにないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第4号 令和元年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第3号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第4号、令和元年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第3号）を議題といたします。

説明を求めます

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第4号、令和元年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第3号）について説明します。

こちらから歳出から説明をいたしますので、9ページをお開きください。9ページの介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費につきましては、要介護者介護給付費負担金ですけども、主に訪問介護と通所介護の利用者が減ったことに伴う減額になります。そしてその下、施設介護サービス給付費の要介護者介護給付費負担金につきましては、主に老人保健施設の利用者の減、老人保健施設たかはらの入所制限による影響ということによる減額が大きなものであります。

その下の段、支援サービス等諸費につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の要支援者介護給付費負担金の減額となります。地域密着型サービスの要支援者のサービス利用の減によるものということによる、実績による減額ということになります。

その下、特定入所者介護サービス等諸費の負担金の減ですけども、入所サービスに伴う補足給付部分になりますので、入所サービスの利用が減ることによる減額ということになります。

10ページをお開きください。中段の介護予防・生活支援サービス事業費の委託料。第1号通所サービス事業委託料につきましては、さくらの郷のあさぎりのほうのデイサービスと、まごの手で行っていただいておりますデイサービスの事業の実績による減額ということになります。そしてその下、第1号訪問サービス事業費負担金につきましては、ホームヘルプサービス相当のサービスの利用の増ということでの増額ということになります。

その下の段の包括的支援事業・任意事業費につきましては、財源の補正ということになります。

11ページの上段、介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子の確定による補正ということになります。

6ページをお願いいたします。上段の保険料。介護保険料につきましては、特別徴収、普通徴収について令和元年度の本算定実績にあわせる補正ということになります。

その下、国庫負担金ですが、国庫負担金、支払基金交付金、県負担金と、まあ今から補正の数字があるわけなんです、本来ですと保険給付費に対してどれだけっていうような増額なり減額というような割合が決まっておりますが、今回は、国とか県への申請額にあわせるための補正ということで、歳出とは連動はしておりませんのでご承知おきください。

国庫負担金の介護給付費負担金につきましては、申請額にあわせるための減額ということになります。

その下の国庫補助金。調整交付金につきましては、標準が5パーセントとなっておりますが、飛騨市の場合は後期高齢者が多いとか所得の低い方が多いというようなことで6.98パーセント程度の調整率となっております。その部分の増額ということになります。

その下、地域支援事業交付金につきましては、交付申請額にあわせる補正ということになります。

7ページの上段、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）についても同様に、交付申請額についてあわせるというような補正になります。

その下の介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災で被害に遭われた方の保険料の軽減分の国庫補助金ということになります。

中段の支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金につきましても交付申請額にあわせる減額ということになります。

その下の地域支援事業支援交付金についても交付申請額にあわせる増額ということになります。

一番下の県負担金の介護給付費負担金につきましては、交付申請額にあわせるための減額ということになります。

8ページをお願いいたします。県補助金の地域支援事業交付金、2段でありますけれども、それぞれ交付申請額にあわせるための補正ということになります。

中段の利子及び配当金の介護給付費準備基金利子につきましては、歳入の利息が確定したことによる補正ということになります。

その下、一般会計繰入金につきましては、一番上の介護給付費繰入金については、申請額にあわせるための減額ということです。地域支援事業交付金関係の補正は一般会計繰入のほうで行っておりませんが、一応限度額いっぱいサービスを組んでいるということで、一般会計のほうの地域支援事業の補正は行っていません。

その下の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、令和元年度は4月から9月までの間は保険料の第1段階の方に軽減を行ってございました。そして10月に消費税が10

パーセントに引き上げられましたので、10月からは第1段階から第3段階の方に対しても保険料の軽減を行っております。その部分の額が確定したことによる繰入金の調整ということになります。

そして、その下、事務費繰入金につきましては、12月補正で認定審査会費用の補正ということで減額を行いました。その部分の調整を今回行っているということでの減額になります。

説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時34分 再開 午前11時36分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔環境水道部所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、環境水道部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、環境水道部所管の一般会計補正予算について説明いたします。

まず歳入について説明いたします。14ページをお願いいたします。国庫支出金、一番上にあります衛生費国庫補助金。説明欄にあります循環型社会形成推進交付金であります。これは合併浄化槽設置に対する補助金であります。当初、7人槽を4基見込んで予算計上しておりましたが、実績としまして7人槽1基、5人槽1基ということで、実績にあわせて減額するものであります。

続いて15ページ、中ほどの県補助金。一番下にあります衛生費県補助金、これにつ

きましたの説明は次ページをお願いいたします。次ページ一番上にあります合併処理浄化槽設置整備事業補助金。これは先ほどの国庫補助金と同じであります。合併浄化槽に対する補助金で実績にあわせ減額するものであります。

続きまして、18ページをお願いいたします。中ほどにあります諸収入。雑入の発電事業収入。これは石神用水の清流発電所の売電収入であります。当初、40万7,000キロワットの売電を見込んでおりましたが、気象等の影響でそこまでの売電が見込めないということで今回減額するものであります。

次に歳出の説明をいたします。28ページをお願いいたします。28ページ中ほどの衛生費。その中で清掃総務費であります。これは説明欄にありますように合併浄化槽設置整備事業補助金であります。実績にあわせ補助金を減額するものであります。

次に、じん芥処理費の職員手当等がありますが、これは時間外手当につきまして必要見込額を計上させていただくものであります。次に需要費。光熱水費の減額がありますが、これは具体的には施設の電気料を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第6号 令和元年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第3号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第6号、令和元年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは水道事業会計補正予算について説明いたします。

まず収益的収入及び支出の補正であります。営業収益、営業費用ともに11万2,000円減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出の補正としまして、負担金、建設改良費ともに59万4,000円減額するものであります。

また、一番下、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正としまして、職員給与費を4,290万円に改めるものであります。

3ページに補正予算のキャッシュ・フロー、12ページに予定貸借対照表、15ページに損益計算書を添付しておりますのでお目通しをお願いします。

補正の内容につきましては、19ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の説明であります。

まず、収入。その他営業収益であります。これは消火栓移設工事負担金の減額であります。

次に支出であります。配水及び給水費の工事請負費。消火栓移設工事、これの精算に伴い減額するもので、この工事費の減額に伴い、先ほどの工事負担金も同額減額するものであります。総係費の手当等。これは時間外手当の必要見込額を計上させていただいております。減価償却費の有形固定資産減価償却額。これにつきましては、手当等で増額する分に見合う分の、同じ項目内での減額をするものであります。

次ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入であります。他会計負担金で消火栓の新設に関する工事負担金の減額であります。

支出は工事請負費の消火栓新設工事。これは精算により減額するもので、この減額に伴い、先ほど説明しました収入を同額減額するものであります。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時43分 再開 午前11時44分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔農林部所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、農林部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

それでは、農林部所管の補正予算について説明をさせていただきます。

歳入から説明をいたします。15ページをお願いいたします。歳入でございます。中段、1目、総務費県補助金の地籍調査事業補助金の増額につきましては、国の補正予算による交付内示があったことから、その分の地籍調査を前倒して実施をするものです。

次のページをお願いします。農林水産業費県補助金の林業費補助金。森林環境保全直接支援事業補助金の減額については、事業量の減に伴い事業実績にあわせて減額を行うものです。その下の有害鳥獣捕獲奨励事業補助金につきましては、豚コレラ拡散防止のために野生イノシシの捕獲強化を図ったことにより捕獲頭数が増え、それに伴い県からの補助金が増えるものです。

18ページをお願いします。最下段、過年度機構集積協力金返還金については、農地中間管理機構を通して農地を貸し出した農地所有者に対し、県から機構集積協力金が支払われます。契約期間は10年間となっており、今回期間の途中で利用権解約を行うことから、県に対し協力金を返還するものです。農業者から市に補助金返還がなされ、同額を市から県に返還を行います。

歳入については以上です。

次、歳出です。23ページをお願いします。下段、地籍調査事業費。地籍調査測量等委託料の増額については、国の補正予算に伴い前倒して実施を行うものです。実施する地区は古川町信包、河合町角川・新名、神岡町西で繰越事業として行います。

29ページをお願いします。農業委員会費、農業総務費については人件費です。

農業振興費の負担金、補助及び交付金。作業受託支援交付金につきましては、水稻作業受託者が行う田植えや稲刈り等の作業受託に対して交付されるもので、今年度事業見込みにあわせ減額を行うものです。ビニールハウス移転補助金については、是重玄の子土地改良において当初予定していたハウス移転を行わなくなったため移転補助金が不用となったものです。過年度機構集積協力金償還金につきましては、先ほどの歳入で説明したものでございますが、同額を市から県へ返すものでございます。

繰出金の産業動物獣医療体制確保対策基金繰出金につきましては、獣医師確保のために今回新たに設置する獣医療体制確保対策基金に繰り出しを行うものです。こちらについては、主要事業の概要（事業別説明資料）のほうをごらんいただきたいと思います。2ページでございます。獣医師の確保対策としております。獣医師不足という大きな問題に対し獣医師を確保する手立てとして、基金の創設、市内獣医師への資金貸し付け、一定期間市内に従事した場合は貸付金の返済全額免除という内容になっております。

事項別明細書に戻っていただいて、30ページのほうをお願いします。林業総務費の森林整備促進基金積立金については、今回新たに創設する基金で、森林環境譲与税未充当分を基金に積み立てを行うものです。

その下、報償費の買上金につきましては、有害鳥獣の捕獲買上金で今年度熊の大量出没、豚コレラ拡散防止のため野生イノシシの捕獲強化により、捕獲頭数が大幅に増えている。このため買上金が増額となったものです。調査委託料の減額につきましては、分収造林の資源量調査及び森林経営管理法に基づく意向調査が、市と森林組合の共同調査

あるいは市の単独調査で済んだことから減額となったものです。民有林整備事業補助金の減額につきましては、古川町太江・高野において予定しておりました作業道開設及び森林整備について、その一部が事業見送りとなったため事業費が減となったものです。観光協会自主事業支援交付金の減額につきましては、飛騨ジビエの利用に向けた交付金ですが、今年度、豚コレラの発生により流通自粛となったため計画した事業ができなくなったことによる減額です。

市有林造林委託料の減額につきましては、作業道の開設延長が短くなったこと等による減額です。17、権利購入費については、古川町畦畑の官公造林が契約期間の満了を迎え、通常は山林を伐採して売り払いによる収入を分取割合に応じて国と市とで分配するわけですが、今回、国の持ち分を市が買い取ることにしたものに関する補正予算でございます。分取木の価値を算定評価するにあたり、当初の評価額に比べて大幅に安価な評価額となったことから、不用額となった部分を減額するものでございます。

説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（井端浩二）

イノシシの捕獲が随分増えたという話を聞いたんですが、農林業の影響とか被害はどんな程度なんでしょうか。

□農林部長（青垣俊司）

イノシシでございますが、農業被害というのはまだ額には出ていないんですが、熊の被害等がありまして、果樹園での熊の被害等が出ております。そちらについて額的なものも出ておりますが、そちらについてちょっと詳細は説明をさせます。

□農業振興課長（堀之上亮一）

熊の被害につきましては、黒内果樹園のほうで非常に桃、それからリンゴを食べられたというところがございますけれども、こちらにつきましては被害額ということに関してはまだちょっと把握はできておりません。この農業共済のほうで収入減というようなかたちで掛けてみえまして、そちらのほうで得られたものはあると思うんですけども、まだそのあたりの調査は済んでおりません。

また、イノシシにつきましてはですけども、農業共済のほうと一緒に現地確認をしてみいましたけれども、市内の中でも何か所か被害が出ておりました。

○委員（野村勝憲）

イノシシの関連でですね、飛騨ジビエ振興事業はですね、要するに豚コレラ発生の影響で事業ができなくなったということなんですが、来年度ですね、大体いつ頃をめどにこのジビエ振興事業を復活させられるのか。そのへんのことをちょっと聞きたいんですが。現状で結構ですから。

□林業振興課長（二木次郎）

ジビエにつきましては、イノシシを中心に今やっていたところだったんですが、豚コ



レラにつきましてはですね、今、ワクチン散布等してはいますが、まだちょっとその先のはですね、終わりが実は見えないというところで、ジビエについてはですね、復活の見込みがちょっと今のところはっきり申し上げるのは難しいという状況でございます。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

○委員（谷口敬信）

23 ページの下の段なんですけども、総務費の地籍調査事業費としてトータル7,625万5,000円になっているのですが、この事業は大体いつ頃まで続く予定ですか。終わったのですか。教えていただけますか。

□林業振興課地籍調査係課長補佐（佐々木秀信）

地籍調査事業につきましては、非常に長期間に及ぶ事業でございます、現在のところ正確には申し上げられませんが、80年から90年ぐらいかかるような、飛騨市内の山林全てを地籍調査をしたということを想定して大体80年から90年くらいは、まだこれからかかるんじゃないかということでございます。

○委員（谷口敬信）

わかりました。ありがとうございました。

○委員（籠山恵美子）

私ですね、3月補正予算のポイントというところを見ているんですけども、先ほどの獣医師対策ですが、ここには奨学資金の支援を目的としたというふうに書いてあるんですけども、実際に今飛騨市の獣医師の現状はどうなっているのか。それから開業獣医師も含めたってなっていますけど、この奨学資金というのは、例えば現職の獣医師が確保できたときにはどんなふうに使われるのか教えてください。

□農林部長（青垣俊司）

現在の市内の獣医師でございますが、市の職員として獣医師が3名おります。そのほか市内の開業医が1名ということでございます。

それで、どういったふうに使われるのかということでございますが、奨学金を返済している獣医師さんがみえますので、そういった方が返済するのを充当するというので今回予定をしております。そのほか新規にこちらへUターン・Iターンで戻ってみえる方の奨学金についてはとくにめどはありませんが、そういったことで今回予算をあげております。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと基金を創設するっていうふうになっていますから、全国に募集を掛けたりあるいは獣医師を目指す学生にアピールするとか、そういう宣伝活動もこの中に含まれていますか。

□農林部長（青垣俊司）

宣伝の費用についてはこちらの中には含まれていないんですが、そういった活動も当然していきたいなということで思っております。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時58分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

最初に農林部から補足説明がありますので、これを許可いたします。

□農業振興課長（堀之上亮一）

先ほどの井端委員のご質問で、野生鳥獣による農作物の被害額というご質問がございましたけれども、農業者の方々にアンケートをとっておりまして、その結果がわかっております。まだ県への報告は行っておりませんのでアンケートできたてのものでございますけれども、被害額といたしましては、熊によります果樹の被害が53万6,000円、それからイノシシによる被害といたしまして、水稻が一番大きいんですけれども野菜類も含めまして717万6,000円という数値が出ておりますので報告させていただきます。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔商工観光部所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、商工観光部所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

歳入はございませんので、歳出からお願いいたします。予算書の30ページをお願いいたします。下段の商工費の商工総務費は、人件費なので省略をいたします。

31ページをお願いいたします。商工振興費の企業立地・拡大促進事業補助金は、宮城町地内、飛騨ダイカストに対する事業所等設置助成金で、固定資産税の賦課開始から

3年間は税条例による減免措置適用を受けてきましたが、残る7年間に對して支払い相当額を補助するものでございます。

その下、観光費の委託料で主なものは、調査委託料につきましては、観光施設の照明安定器のPCB調査で必要部分のみの調査を行ったことによる減。指定管理料につきましては河合スキー場に関わるもので、指定管理者、飛騨ゆいとの基本協定のリスク分担によりまして、天災等による事業中止で営業できなかった収入源は市側が負うものによるものでございます。そのほかの委託料の減につきましては、精算及び精算見込みで減をしております。負担金補助及び交付金では、観光協会運営補助金では、職員の退職によるもの。コンベンション事業推進補助金は、実績に伴う減であります。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

今ほど説明がありました、雪がなかったということで、河合スキー場、飛騨ゆいに対してはですね、たしか700万円の指定管理料を払うということですが、雪がなかったということは流葉スキー場も同じ状況だったんですね。まあそういうことで、こちらに対しての対処というのは考えられなかったのでしょうか。

□商工観光部長（清水貢）

流葉スキー場につきましては、経営をされております緑風観光より報告があがっておりますが、流葉スキー場につきましては、公設民営いわゆる緑風観光さんが行うということでございますので、飛騨ゆいが行っております河合スキー場の指定管理制度とは、その制度の違いがございますので、とくに補填はできません。

○委員（野村勝憲）

確かに制度の違いがあるかもしれませんが、私は人を雇っている雇用面ではですね、やはり地域の人を雇ってもらっているわけですね。そういったところで、やはり矛盾点が出てくるんじゃないかなということを考えているんですね。ですから、今回はいたし方ないとしても、今後の課題としてはですね、やはりそういったところも考慮してですね、やはり同じ条件とはいいませんけれども何らかの対策というか、そのへんをちょっとお願いしておきたいんですが、いかがでしょうか。

□商工観光部長（清水貢）

2月の中旬に緑風観光側から市長面談に訪れた際に、やはり例えば指定管理制度を導入してほしいとかそういったようなご要望もございました。そうしたことも踏まえて検討していかなければならないのかなということを思っております。

○委員（籠山恵美子）

今の観光費ですけどね、この指定管理料700万円の内訳を教えてください。人件費なのかどういふものなのか。

□観光課観光係長（井谷直裕）

支出のほうですが売上原価につきましては28万円、人件費が620万円、管理費が850万円、運営費が103万円、その他が156万8,000円ということで合計が1,759万5,140円となりますので、収入のほうで指定管理料として1,005万4,000円入っておりますので、差し引き746万4,000円の赤字というかたちで計算させていただきまして、746万4,000円の補填ということで見込んでおります。

以上です。

○委員（籠山恵美子）

ちょっとわかりにくいんですけど、要するに先ほど天候災害ということですよ。それでスキー場が開けないということは、そこで働いている従業員の方は同じ河合の施設、飛騨ゆいが管轄しているわけですから、そちらのほうに異動していつもどおりに仕事ができたんじゃないかと思えますけど、このあたりの人件費をみているとはどういうことですか。

□観光課観光係長（井谷直裕）

そちらのあたりにつきましても、今年度につきましても、ほかのところで働いた実績もあります。ですが、最終的にはですね、予算計上させていただいた上で最終的に人件費等も実績に応じて算出させていただきまして、最終的な金額が、補填金額はこの範囲内で支出したいというふうに思っております。

○委員（井端浩二）

検討内容の14ページ、コンベンション事業推進補助金の中で大型の音楽合宿が中止になったと書いてありますが、どうして中止になったのか、そのへんの経緯をご説明お願いします。

□観光課長（北村和弘）

昨今、話題になっている新型コロナウイルスの関係で中止されたということです。

○委員（野村勝憲）

予算編成検討内容の13ページ開いていただけますか。団体バスツアー誘致用バス運行実施委託料ということで、残念ながら大手旅行会社とタイアップした商品造成・販売を行ったが、募集をかけたけども結果実らなかったということで減額になっているわけですが、その具体的な誘致の商品名と、大手旅行会社名とPR方法はどのようなことをされたのか教えてください。

□観光課長（北村和弘）

旅行会社は大阪の阪急交通社トラピックスさんで、商品はですね、阪急交通社さんのホームページ、それから会員向けの雑誌というところと、私どものホームページも含めてちょっと募集させてもらいました。

商品はですね、6日間造成いただきまして、6日間をワンバス分ですので、1回、40名から45名で、これで募集させていただいたんですが、1便の最低催行人数は15

名だったんですね。それに全てが満たなかったということで、大体6名、9名、12名というところまでは集まったんですけども、それ以上がちょっと集まらなかったということで、阪急交通社側としては利益ベースを考えるとちょっと運行するのはリスクがあるということで中止など延期ということになります。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、まあまあ分析もされると思いますね。そうしますと、まあ今年度ちょっと難しいと思います。コロナウイルスの問題でね。なかなか募集しても。将来的にはですね、やっぱりこういった種類のはきっちり対策を講じてですね、商品化してですね、やっぱり人を入れるということが必要だと思いますけれど、そのへんのことを簡単に結構ですからご説明いただけますか。

□観光課長（北村和弘）

実は、今回のツアーにつきましては、リバイバルじゃないですけども、このゴールデンウィークの一番いい、ミズバショウの一番きれいな時期に阪急交通社さんもぜひやりたいということをお願いしていますので、今、実はもう既に募集をかけつつあります。それでその時期と通年で秋だとか夏だとかいうところもメインで出させてもらいたいと思います。実は、この年のさらに前の年でクラブツーリズムさんが1回商品造成いただいたんですけども、クラブツーリズムさんはこの池ヶ原だけじゃなくて美濃地方の観光資源、「モネの池」だとか、各務原の茶園とか、こういったところと連携した商品としてさせていただきました。こちらは満杯で動いたんですけども、実は、阪急交通社さんは池ヶ原を完全にメインでつくっていただきました。だからこれ初だったんですけども、そうしたところ、やはりちょっと訴求力がまだないということが現状としてあって、もしくは関西方面のPR不足っていうのが我々もちょっと感じたんですけども、そこがちょっと足りなかったかなということを感じていますので、改めてここを集中してやりたいということで、商品造成を引き続きやりたいなと思っています。

○委員（野村勝憲）

まあどっちにしてもクラブツーリズムさん阪急交通社さんもですね、本社が大阪なんですよね。ですから市内に商品のバッティングしないようにということと、やっぱり季節を分けてね、やっぱり商品それぞれ魅力度をどういうふうに感じていらっしゃるかわかりませんが、そのへんのこともちょっときっちりすみ分けして戦略を立ててもらいたいと思います。

●委員長（前川文博）

ほかはありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後1時12分 再開 午後1時14分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔基盤整備部所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、基盤整備部所管の歳入歳出予算を議題いたします。

説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

基盤整備部所管の補正についてご説明させていただきます。

それでは歳入からで、12ページ、上段をお願いいたします。2目、農林水産業費分担金。農業者の分担金ですが、県営事業の分担金。こちらにつきましては岐阜県の予算前倒しに伴います増額でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。上段の国庫支出金の中の4目、農林水産業費国庫補助金の農業費補助金です。こちらにつきましては、団体営ため池機能廃止等事業補助金ですが、事業費確定に伴う減額でございます。

土木費の国庫補助金。社会資本整備総合交付金ですが、こちらにつきましては、地域住環境事業のほうの事業費確定に伴う減でございます。

8目の災害復旧費国庫補助金ですが、こちらにつきましては公共土木施設災害復旧費の補助金、こちらにつきましては事業費確定及び予算の一部を来年度当初予算に組み替えることによる減額でございます。

16ページをお願いします。中段、住宅費の補助金です。建築物等耐震化促進事業費補助金、こちらにつきましては事業費確定に伴う減額。岐阜県空き家利活用事業費補助金、こちらにつきましても事業費確定に伴う減額でございます。

続きまして、歳出のほうへ移ります。

29ページをお願いいたします。下段の農地費の委託料。ハザードマップ作成業務委託料です。こちらにつきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。19節の負担金、補助及び交付金ですが、県営事業負担金。岐阜県の予算前倒しに伴う増額でございます。

31 ページ、下段をお願いします。地域基盤振興費の委託料です。こちらにつきましては、市長のほうからもありましたが、暖冬に伴い地域要望箇所を早期に実施するためということで切り替えたものでございます。その減額でございます。32 ページ上段をお願いします。同じく維持修繕工事につきましても、暖冬に伴う実施に伴うものの増額でございます。道路橋梁修繕工事、こちらについても暖冬に伴う地域要望による早期実施に伴う増額でございます。

それから道路橋梁総務費の備品購入費です。こちらにつきましては、車両購入費。これは事業費確定に伴う減額でございます。

2 目の道路維持費の委託料です。市道の除雪委託料が減額になったものでございます。

3 目の道路新設改良費の委託料です。こちらにつきましては、公共残土処分場の候補地が確定できませんでしたので、次年度予算のほうに改めて計上をするものでございます。工事請負費の道路新設改良工事。こちらにつきましては、除雪費が補助対象になっている部分があるのですが、こちらのほうの減額分、これを市道釜崎～朝浦線の事業促進のほうに組み替えるものでございます。

33 ページ、上段をお願いいたします。住宅管理費の工事請負費ですが、市営住宅整備工事、こちらにつきましては事業費の確定に伴う減額です。

住宅対策費の委託料。調査測量設計委託料ですが、事業確定に伴う減額でございます。その下、工事請負費の街なみ環境整備工事ですが、こちらも事業費確定に伴う減額でございます。負担金、補助及び交付金ですが、住宅新築・購入支援助成金。こちらにつきましても事業費確定に伴う減額。住宅リフォーム補助金。こちらも事業費確定に伴う減額です。建築物等耐震化促進事業補助金。同じく事業費確定に伴うものです。建築物アスベスト対策事業補助金。こちらにつきましては、個人からの申請がなかったための減額となっております。

37 ページをお願いいたします。11 款の災害復旧費です。土木施設補助災害復旧費の工事請負費です。災害復旧工事としまして事業費の確定、それから予算の一部を来年度の当初予算に組み変えることによるための減額でございます。

以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

33 ページの住宅リフォーム補助金というのが1,400万円減額ですけど、これはどんなふうに分析されておりますか。景気が悪いとか。

●委員長（前川文博）

答弁を求めます。

□都市整備課建築係長（直野幸浩）

リフォーム補助金に関してですけれども、今年度ですけれども、消費税アップ等見越しておりましたけれども、いろいろ業者さん等にも確認しましたけれども、今年度に関しては、

そこまでリフォーム補助を使って整備するというような件数がありませんでした。また、3カ年ということもありまして、今年度見送って令和2年度で新たに助成金を使って整備するというような事例もありまして、今回精算見込みということで減額しております。

□基盤整備部長（青木孝則）

ちょっと補足をさせていただきます。リフォーム補助金ですが、これ5～6年前だったと思うのですが、緊急対策で3カ年で非常に多く、数億円のリフォームさせていただいております。そういう中で昨年からのリフォーム補助、もう1回やっているんですが、なかなか、前回直してやらないという方と、それからもう1つは、お年寄りの方がそこまでは直さないというような。アンケートやなんかで、いろいろ聞き取りやらしたんですけども、そんなような結果がありまして、今年度もちょっと目標には達していないということです。ちなみにリフォーム補助金につきましては、一応精算見込みで今144件の方にはやっていたかというかたちになっていますけど、限度額いっぱいまでの方も少なかったということが金額の減額に伴う原因だったというふうに解析しています。

○委員（高原邦子）

私もリフォーム補助金のことで、今、青木部長が分析されましたけれど、もう1つですね、市内の業者さんの中にはですね、大きな工務店さんは別にしましても、一人親方とかやっていたらしゃる方がいる中で聞くと、受付がですね、いつで締め切りですかね。なかなか書類とかそういったものが言葉はちょっと悪いんですけど、面倒くさくてというようなことがあり、私自身も3年ぐらい前にリフォームしたりしたんですけど、そういったこととか。そして屋根とかいろんなこともしたんですけど、やはりいつまでに申し込んでもらわなきゃ駄目だとか、そういった基準決めていませんか。本当に3月31日まで申し込めるんだったらいいんですけど。例えば屋根でもそうですけど、そういったものは今よりもっと良い性能なものじゃなきゃいけないとか、いろんな条件をつけているからなかなかできないという側面あるんじゃないですか。そのへんはどう思われますか。

□都市整備課建築係長（直野幸浩）

業者さんとの手続きのことですけれども、昨年度そのような声も多く聞きましたので、事務手続きに関しては簡素化、極力業者さんも面倒くさくないようにしております。それから工事に関してですけれども、実際、今も3月末までに完了するものは受け付けております。実際、3月入ってから数件入っていますので、3月までに工事が終わるような工事に関しては全て受け付けております。

○委員（高原邦子）

そこなんです。ことしはですね、雪が少なかったからよかったですけど、通常3月末までに屋根やいろんなところをかまうっていうのは飛騨地域ではやっぱり難しいんじゃないでしょうか。そういったところが、私が先ほど言ったような期限を決めてしまって、出納閉鎖とか何とかって5月とかにあるじゃないですか。やっぱりこういった



雪国でリフォームするとき、雪とかいろいろなものの戦いがあるわけで、ことしはたまたまです。こんな雪のないときで、皆さん業者さんも雪下ろしとかそういうのもないし頑張ってやられたんじゃないかなと思うんですけど、いま一度ですね、あんまり市の都合で動きなさいよっていうのがやはり上から目線だとか、使い勝手が悪いとかって思われているので、実際結構いろんな方がね、こういった補助金使わずにリフォームされていると思いますよ。そういったところをもう一度考えてはいただけないものなんじゃないかな。お伺いいたします。

□基盤整備部長（青木孝則）

今回の予算、このお金は過疎対策債のソフトを使っています。市の純粋な単独費だけでもないものですから、ある程度、確定を早め早め起こさなければいけないというのがありますし、あと工事のほうは年度をまたぐ場合ですね、これは明らかにやるときからまたぐ場合は、相談にみえたときに申請を次の年、年度のほうの申請でということがあるんですが、いかんせん3月とか2月のご相談でしたらそういうことができるんですけど、なかなか12月ぐらいとかと言われると難しい。これはことしみたいな天気やつでというのは異例な話ですので、何ともならない部分もありますけど、市単独費のみだけではやっていないというところで、できるだけある程度の確定はとっていかねばいけないということもありますので、できるだけ年度を越えての申請で最初からやる場合は、そちらのほうへご案内するというふうなことで対応したいと思います。

○委員（高原邦子）

対応したいんですね、しているんじゃないんですね。

□基盤整備部長（青木孝則）

リフォームに限ってということで、今ちょっとここで限定できないのであれですけども、新築助成事業上とかありますね、こちらのほうについてはそういう誘導をやっております。統計やなんかは当然、次の年にしかできないとかいろいろあるものですから、そういう誘導をこの助成についてできるだけ皆さんに補助できるようなかたちでお話はさせていただいているつもりです。

○委員（高原邦子）

いろいろ行き違いとかあるし、いけませんよとか、片方だけの肩を持つとかそういうことはしたくありませんけれども、何のためにこの事業があるのか。やはり市民の少しでも役に立つようにという思いでの事業だと思うんですね。そしたらやっぱり利用しやすいほうに知恵を使って、どうしたらこういう人、困らないようにとか、そういうところで考えをもう少し出していただけると、もっともっと市民からは感謝されるし、ああいいなって思われると思うので、どうか次年度からはですね、この業種に限らずですね、いろんな補助とかそういった支援策に対しては説明を丁寧に、そして請負業者さんに丁寧に、なかなかと大きなところはわかるんですけど、本当一人親方の方々はなかなかわかりづらいところがある。そういったところもしっかりとやっていただきたいんですけど、お約束していただけるでしょうか。青木部長。

□基盤整備部長（青木孝則）

今回のリフォームにつきましては、先ほどもありましたが、件数も少ないということも含めまして、当初予算のほうで出てきますけれど、リフォーム補助のかたちを少し対応するものを変えるということになっております。そういう中で皆さんに一番利用していただけるのは何かということ、今後も職員のほうに周知しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員（水上雅廣）

29ページの農地費なんですけど、初めてでわからないので教えていただきたいのですが、ハザードマップの作成業務委託料ですが、これ大きな減額になっています。その効果としてできたのかどうか。事業実績ということで、さっきさらっと言われましたけど、それを教えていただきたい。

□建設課長（横山裕和）

当初予算では重要なため池ということで6カ所の浸水想定区域図を作成するように予算計上いたしました。それを進めていく中で、県と確認をしましたところ、岐阜県のほうで既に5つのため池につきましては浸水想定区域図が作成済みでございまして、それがそのまま使えるということがわかりましたので、今回、未作成の1区のみ作成いたしました。ということで、その必要がなくなった分が減額になったということでございます。来年度、また当初予算に計上しておりますが、その浸水想定区域図をもとに全箇所ハザードマップというかたちで再度調整をいたしますので、お願いいたします。

○委員（水上雅廣）

31ページの地域基盤振興費、31ページ、32ページに維持工事費があがっておりますけれど、割り振ってあるんでしょうか。あと委託料っていうのは特定してあるなら教えてください。

□建設課長（横山裕和）

今回、総額1億円の計上でございますが、当初の割り当ての金額でありますとか、今回の除雪費の減少額等を加味いたしまして、1億円の割り振りとしたしまして古川地区で3,800万円、河合・宮川地区でそれぞれ1,200万円、神岡地区が古川と同様の3,800万円ということで総額1億円でございます。

委託費につきましては、市役所の前の駐車場の舗装が非常に老朽化しておりますので、その計画ということで測量設計を計画しております。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時34分 再開 午後1時36分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

〔教育委員会事務局所管〕

●委員長（前川文博）

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）について、教育委員会所管の歳入歳出予算を議題といたします。

説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、教育委員会事務局所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。

なお、人件費を含むほとんどが年度末に向けた精算となりますので、主なものについてご説明させていただきます。

まずは、歳出の事項別明細書の34ページをお願いいたします。中段からが教育費になりますが、最下段の25、積立金及び28、繰出金につきましては、年度中に2件のご寄附をいただいたことから、それぞれの目的にあった積み立て及び繰り出しをさせていただくものでございます。なお、同額を歳入の寄附金として補正しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次ページをお願いいたします。上段、小学校費のうち13、委託料及び中段の中学校費の13、委託料につきましては、1人1パソコンを基本としましたGIGAスクール構想を国が打ち出したことから、各学校の残の整備状況及び事業費を調査するものでございます。なお、この結果をもとに新年度の6月の議会に補正予算をお願いしたいと考えております。また、この調査につきましては、翌年度に繰り越して実施させていただきたいと思っておりますので、あわせてお願いいたします。

次ページをお願いいたします。中段、文化財保護費のうち委託料の調査委託料につきましては、埋蔵文化財の登録地で個人住宅の建設などの開発を行う場合、その土地に対して調査が求められる場合があり、その費用につきまして市が負担することになっております。今回予定しておりました工事に対し、遺構を保護して行うこととなったことから調査が不要となりまして、該当する金額を減額するものでございます。こちらのほうの財源となります国庫補助金につきましても、所要額を減額しております。

最後、下段の体育施設費の委託料。調査測量設計委託料につきましては、新年度に予定しております古川トレーニングセンターの屋根補修、2階トイレ改修については、詳細設計業務を外部委託する予定でしたが、都市整備課の建築係が設計することになったことから該当する金額について減額するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

予算編成検討内容の17ページの一番上なんですけれども、要するに飛騨市開催予定のねりんピック2020サッカー交流大会に関し、専門的な知識を持った事務員を募集していたがいなかったということですよ。いなかったということで、現在もいないままにきているわけですか。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

なかなか最初見えなかったんですけれども、昨年の秋にお一人適格な方がお見えでしたので、今、その方に入らせていただいております。

○委員（野村勝憲）

一応、専門的な知識を持たれた方、1名だけを予定していたわけですね。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

はい、1名の方に今お願いをしておるところでございます。

●委員長（前川文博）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

補正第6号のほうには、教育委員会関係は出ておりませんよね。ということはここだけですよ。そのへんいかがですか、ちょっと聞きたいんですけど。

◆休憩

●委員長（前川文博）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時40分 再開 午後1時42分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

○委員（高原邦子）

コロナウイルスの関係で学校がね、休校とかいろんなことになってはいますが、経済関係、雇用関係、いろんなところに影響が出てきています。学校の登下校をしても

らっているバスの関係はどのようなふうになっているのかということと、そのことに対してどのような、まあ政府の見解も決まっていなくて、いろんなことがあると思うんですが、飛騨市としてはそういったバス会社さんとかそういった請け負ってもらっている、委託されているところですね、どのような考え方を持ってみえるのか、そのへんを聞かせていただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

今ほど高原委員がおっしゃってみえたことは、私どもも懸念していることでございます。そういった中で、まずは3月の中でも自由登校等始まっている部分がありますので、まずできるだけバスを動かす。それから今、児童クラブについてもバスを動かすということで動かしております。一方、やはり全体的に見ますと、バスの運行についてはなくなってきたというのも現実でございます。そういった中で、基本的には単価契約になっているんですけれども、その中を見ますと、例えばガソリン代であるとか、諸経費であるとか、車検の費用であるとか、まあいろいろ含まれているわけでございますけれども、そういった中で動かなくても必要なもの、例えば人を確保するための人件費であるとか、車検も当然そうかと思えます。そういったものにつきましては、何らかのかたちですね、そちらについてはお支払いというか、そういったかたちを今のところ考えているところでございます。

○委員（高原邦子）

ぜひ考えていただきたいと思うんですけれど、それで、そういったことを話し合ったりとかいろいろ現場の声も聞いたりとかして、できるだけ影響が本当に最小限で済むような方向、また、4月からは「おじちゃん、ありがとう」と乗っていけるような、そんなふうにしてもらいたいと思うんですけれど、そういった方々との会合とかそういったものを行っているんでしょうか。もしも行ってないとすれば、ぜひやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

今の件に関しましては、やはり今のいわゆる現状把握というようなこともありましたので、所管課のほうから各事業者のほうへ聞き取り調査のほうをさせていただいております。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第5号 令和元年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第2号）

●委員長（前川文博）

次に、議案第5号、令和元年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第2号）を議題

といたします。

説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

そうしましたら、給食費特別会計補正予算（補正第2号）の説明をさせていただきます。

こちらのほうも事項別明細書の4ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出それぞれ合計で200万円を減額するものでございます。なお、今回のコロナウイルスの対策に伴いまして、3月3日以降の学校給食費が、学校給食がなくなったことから該当する給食費でございますが、中学校を卒業します3年生につきましては、全額返還をいたします。その他の児童生徒につきましては、転校などの諸事情がない限りは、一旦それぞれの学校に戻した上で、学校として翌年度に繰り越していただき、4月分の給食費で調整をする予定でございます。その際、中学校に進学します6年生の分でございますが、そちらのほうにつきましては、小学校から中学校のほうに移しまして、そちらのほうで調整させていただく予定でございます。そのため、今回の補正額につきましてはあくまでも3月まで給食を実施したと仮定した上での調整分となりますので、よろしくお願いたします。また、食材につきましても、基本キャンセルをすることができましたが、一部、仕入れていました乾物などの食材につきましては、日持ちがきくことから4月に持ち越して使用いたします。結果、廃棄する食材はありませんでした。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ちょっとよくわからないんですけど、今、1カ月ぐらい給食休みますよね。当然、給食センターというんですか、そういったところも恐らく休業していると思いますが、再開に向けての器具消毒だとかそういった点検はどのようにされる予定ですか。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

通常ですと、春休みに入ってからですね、そちらの消毒とか清掃を行っているところでございますが、今、少し前に休みということになったものですから、通常よりもできるだけちょっと時間をかけてですね、しっかりと点検する、もしくは消毒というような作業を行っているところでございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

まだ飛騨市ではコロナウイルスは発生してないんですけども、通常は一般的な消毒だと思んですが、コロナウイルス対策の消毒もやっていただければと思います。お願いします。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

一応、コロナウイルス対策という消毒はないものですから、通常からちょっと高い位置で消毒させていただいております。それから私、先ほど全部清掃していると申し上げ

ましたけれど、保育園につきましては現在も行なっておりますので、そちらのほうにつきましては運行しておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

給食センターの職員さんのことですが、まあこういう状況なのである自治体によっては臨時職員を自宅待機だというようなところもあるようで、まあそれはそれで困っているみたいですが、飛騨市の場合はどうなりますか。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

飛騨市の場合は、いわゆる臨時職員といわれる方も2つ種類ありまして、欠け番といわれる方で、誰かが休んだりたときに来てもらうっていうこともあるんですけど、そういった方はのぞいたうえで、皆さん来ていただいて、いわゆる清掃作業とか先ほど申しましたが保育園のほうについてはまだやっておりますので、そちらのほうに従事していただいております。ですので、休んでいただいているということは一切ありません。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。空気の入替えをしますので、再開を午後2時といたします。

（ 休憩 午後1時50分 再開 午後2時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第61号 令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）

●委員長（前川文博）

議案第61号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは、議案第61号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）について説明申し上げます。

歳出予算の補正でございますが、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

2ページをお願いいたします。第1表、歳出予算補正でございますが、予備費を減額して民生費、労働費、商工費を増額補正するもので、予算総額は補正前と変わらず203億320万2,000円とするものです。

第2表、繰越明許費補正は、今回補正します4つの事業を全て追加するものです。

歳出につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

私のほうからは、4ページ上段の社会福祉費の生活支援資金貸付事業補助金について説明をいたします。新型コロナウイルス対策の影響で、家計の収入が減少した世帯に対しまして、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度を創設いたします。貸付運営は飛騨市社会福祉協議会に行っていただきます。貸付原資を社会福祉協議会に補助するというごとの予算措置になります。貸付額につきましては、10万円以内を3カ月までということで、連帯保証人不要、無利子ということで予定をしております。一定の収入が減少したという基準はありますけれども、一時的な資金需要と3カ月お金が借りることができるということで、生活再建にも資するような制度になるというふうに思っております。3月25日から実施しまして、周期は新型コロナウイルス感染症による市民生活の影響を勘案し判断をしたいというふうに考えております。

説明は以上です。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

同じく4ページ、2段目の労働諸費。雇用調整支援金につきましては、国制度の雇用調整助成金の市単の上乗せ分で、大企業が2分の1、中小企業が3分の1上乗せいたします。積算上では7社分を想定しております。3段目、商工費。商工振興費のプレミアム食事券発行負担金につきましては、500円券12枚セットで6,000円相当を5,000円で発行いたします。プレミアム率は20パーセントで、金額にいたしますと1,000円、2万冊を発行するため、プレミアム部分といたしましては、2,000万円と、印刷代、手数料等を加えた事務費350万円でございます。準備の都合上、4月初旬から6月30日までの発行利用期間を想定しております。

その下、観光費の宿泊事業者緊急対策補助金につきましては、飛騨市民等が市内の宿泊施設に宿泊した際に、1泊素泊まりで3,000円、1泊朝食付きで4,000円、1泊2食付きで5,000円分を各旅館の宿泊料金から差し引かれた額を宿泊者が支払いまして、その差額を宿泊事業者に補助するものでございます。積算上につきましては、



平均単価に750泊分を掛けたものでございます。これにつきましては、本日、予算をお認めいただきましたら、本日から施行、6月30日の宿泊分までを想定をしております。

以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この補正予算についている資料を見ているんですけども、飛騨市生活支援資金貸付制度ですけど、生活保護基準額の2.5倍の額以下の世帯というと、大体年収どのぐらいになるんですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

一応上限のある程度、蓋をするようなイメージで捉えたのですが、国民生活基礎調査とか家計に関する統計調査ございまして、そのあたりからまあ年収といいますより、今回は月の収入がどう減ったかということです。その国民生活基礎調査のものを月割りにしてみまして、その基準額におおよそこれくらいかなというところで算出したのが、生活保護基準の2.5倍ということで、例えば子どもが2人とか親が2人とかで暮らしてるような世帯ですね、こういったところで、世帯の総収入が月給50万円を超えないくらいのイメージのところにくるかなというふうな感じになっております。ちょっとあまり細かな積算をしてはいませんので、それくらいの目安のご家庭以下の方が貸付の対象になるということでご理解いただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

こういう制度があって、連帯保証人も不要だということですから、本当にこれで助かる方も多いんじゃないかなと思いますけれども、やっぱり手続きがより簡単で、どういう表現がいいのかわかりませんが、例えば災害があったときって罹災証明をパッと出せば手当てができるっていうようなやり方ありますよね。この場合は、例えば収入が減ったことの証明とか、あるいは会社に証明もらってきてくださいとかになると大変だと思うんですけど、その手続きなんかどのように考えておられますか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

手続きはですね、これやっぱり簡便にしたいという思いがございまして、実は国のほうが私どもが制度設計している中でですね、制度の中身がだんだん発表されてきたわけなんですけども、まあ結果的には国と結構似たような条件になってきています。ただ、国の県社協を通じた資金の関係で借りますと、やっぱりいろんな、例えば住民票1つとっても、取ってこないと貸せられないとかあります。そういうのは市のほうでやることです。ある程度聞き取りと市民の皆さんとの信頼関係の中で手続きをしたいということで、そういった公的な書類はあまり用意しなくても本人確認ができて、収入確認についても普通に働いている方であれば給与明細書、これをとにかく見せていただくかたち。そうでなければやっぱり聞き取りをしながら通帳の振込額とかこういったものも確

認しながらというようなイメージでおりまして、できるだけ簡便にやっていきたいという思いで、あえてこういった市単の制度をつくるというような趣旨でもございます。

○委員（籠山恵美子）

追加補正を220万円ですけど、これ例えばこういう対象にあえば希望者にはどなたにでも、どなたにとっておかしいですけど、1カ月のうち何人までとかっていうのはないんですよ。

□市民福祉部長（柚原誠）

上限はとくに設けてなくて、希望者が多い場合はまた追加で補正をしていただいてという対応をさせていただきます。

○委員（野村勝憲）

経済対策全般にですね、今後のことについてお聞きしますけども、現在は各事業者からヒアリングをされているということで、その対策はですね、大体ここから見ますと6月までの1クールということなんですね。今後の問題なんですけども、当然、商工会あるいは商工会議所、観光協会なんかとですね、やはりそういう団体とどこかで打ち合わせをしないといけないときがあると思いますが、そのへんのタイムスケジュールをどのように考えていらっしゃるでしょうか。

△市長（都竹淳也）

6月まで1クールということではなくて、先ほど提案説明でも申し上げましたが、時事刻々変化しておりますので、観光協会とか旅館組合、飲食店組合、もちろん商工会、商工会議所も週単位で情報収集する中で、話し合いといいますか、要望をいろいろ聞いたり必要性を聞いたりしていますので、本当に日単位、週単位でことを変えていくと。こういう考えです。恐らく6月と言いますか、1つの山はですね、4月の中旬に間違いなくくるといふふうに思っています、それはなぜかということ、資金繰りがかなり厳しい局面を迎える。それから飲食、宿泊もですね、そこから後は違う局面が恐らくくるんだろうとっておりますので、とにかく時々刻々対応していくという方針であります。なので、時期を決めて集まってというよりは、日々話を聞いたりしながらお互いに相談して進んでいくと。そういうスタンスであります。

○委員（野村勝憲）

この問題は、本当に悩ましい問題で、なかなか解決できないと思いますよ。それで我々議員もですね、私は産業常任委員会に所属しましたので、ぜひそういう人たちとも一度語って、我々としてもですねどういふ問題があるのか、我々の視点で行政のほうに提案したり、そういったことも考えておりますので、ぜひお互い一緒になってですね、力を合わせて乗り切らないといけないと思いますので、そのへんはよろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

○委員（高原邦子）

プレミアム食事券発行事業についてお尋ねいたします。これは4月10日から6月30日までとなっていますけれども、その間、券を発行するのか。6月30日までにその券を使ってしまわなきゃならないのか。そのへんはどうなのでしょう。

□商工観光部長（清水貢）

現在の予定では、6月30日まで券を発行、その日の夜使用分までということ想定しておりますが、これも要望が非常に高くなれば、まず、その制度の変更も含めて検討させていただきたいと思っております。

○委員（高原邦子）

私はこれを見て2カ月ちょっとだなと思ったんです。1億円以上だったかな、たしか。この数字は各飲食店からの売り上げとかそういったもので、2カ月くらいでこのくらい売らないとペイできていかないっていう、そういう計算式のもとで出されてきた日にちなのかなと思ったんですが、この算出方法を教えてください。

□商工観光部長（清水貢）

事業費の1億2,000万円といいますのは、6,000円券を5,000円で発行いたしまして、2万冊を予定していることによる1億円と2,000万円のプレミアム分ということで、事業費といたしましては、1億2,000万円プラス事務手数料の350万円ということになるかと思っております。

積算といたしましては、各種の飲食店の日々の売り上げの減少、これは3月5日時点でございましたけれども、1店舗あたり1日、1万8,000円という数字を掴みました。あくまでも平均でございますので、大きなところもあれば、小さなところもあろうかと思えます。そうした積算上で、被害額といたしましては、3カ月間で2億3,500万円くらいあるのではないかということで推計をいたしまして、その約半分、1億2,000万円くらいの経済効果を見て、飲食店等の下支えをしていきたいなということを考えまして、この制度設計に至ったわけでございます。

○委員（井端浩二）

今に関連ですが、この件については、1人何冊というか、どれだけ買っていいっていうふうになっているのか。あるいは商工会・商工会議所へ買いに行けば交換していただけるのか。それについてはどういうふうになっていますか。

□商工観光部長（清水貢）

購入制限はしないつもりでございます。また、飛騨市民とか飛騨市内の事業所に勤務されている皆さんということで、高山市民の方も購入できるのかなということを思っておりますが、深い追及はいたしませんで、この事業を行っていきたいと思っております。

○委員（井端浩二）

そうすると、何人かで飲んだときの支払いにまとめて買うということも多分起きてくるんじゃないかと思えますし、そういった宴会をしたときにまとめて幹事が払うって

うような方法もあるんですが、それについてもオッケーということで理解をしているんでしょうか。

□商工観光部長（清水貢）

500円券としたところは、やはりうどんとか丼1杯からという意味で500円という対応をさせていただきましたが、今ほど議員ご指摘の点につきましては、オッケーということで考えております。

△市長（都竹淳也）

今の件、いろんな議論を実はしたんですが、使ってもらえるだけで本当にありがたいので、予約優先して後の支払というケースでもオッケーです。とにかく使ってもらうこと。今ギリギリの線を攻めながらいかないといけないので、大きなものがなかなか難しかったり、ガイドラインも別途資料を用意して、飲食店の皆さんにも衛生対策もガイドラインをお願いしながらやっていくんですが、とにかく使ってもらうということが大事ですから、その形態とかですね、利用方法とか、そのへんはゆるくみていくのがこの緊急経済対策としては大事なことだろうと思っています。

○委員（籠山恵美子）

先ほど高原委員の質問、ちょっと漏れているんじゃないかなと思いますけど、この食事券を使える期間は6月を過ぎても、使い切るですよ、購入じゃなくて。

□商工観光部長（清水貢）

6月30日で使い切っていたきたいという制度設計をしております。

○委員（井端浩二）

ちょっと教えてください。今の宿泊についての補助ですが、飛騨市民を代表として複数人というのは、知り合いのことを言ってみえるのか。ちょっとそのへんの確認をさせてください。

□観光課長（北村和弘）

知り合いもしくは代表の方が飛騨市の方であれば、お連れの方も含めてみるということです。

●委員長（前川文博）

ほか、よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開は午後2時30分です。

（ 休憩 午後2時18分 再開 午後2時30分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）から、議案第6号、令和元年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第3号）までの5案件について一括して討論を行います。なお、討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認めます。

それでは討論を終結し、採決を行います。議案第2号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）から議案第6号、令和元年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第3号）までの5案件について一括採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認め、5案件について一括採決を行います。

議案第2号から議案第6号までの5案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よってこれら5案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第61号、令和元年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認めます。

それでは討論を終結し、採決を行います。議案第61号は、可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。

予算特別委員会付託案件の審査は議員全員の構成による委員会で行われましたので、本会議における委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと

思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（前川文博）

異議なしと認めます。よって、本会議における委員長報告は省略することに決定しました。

◆閉会

●委員長（前川文博）

以上で、本日の予算特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

( 閉会 午後2時32分 )

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長

前川文博